

信託関係訴訟における信託財産の訴訟上の 地位をめぐって——信託財産の当事者能力を中心に

東京大学大学院法学政治学研究科教授 垣 内 秀 介

— 目 次 —

- I. はじめに——背景となる問題関心
- II. 想定される訴訟類型等
 - 1. 想定される訴訟類型と問題の所在
 - 2. 訴訟物の理解
- III. 信託財産にかかる権利主体としての地位を訴訟当事者として主張すべき者——問題点の整理
 - 1. 概観
 - 2. 当事者能力及び当事者適格をめぐる問題点——想定可能な選択肢の概観
- IV. 従来の議論状況——受託者の訴訟上の地位

- をめぐる諸学説
- 1. 固有適格（権利主体構成）説
- 2. 代表者説
- 3. 法定訴訟担当説
- V. 信託財産の当事者能力の有無
 - 1. 信託財産に当事者能力を認める理論上の可能性
 - 2. いわゆる事件限りの権利能力をめぐる議論との関係
 - 3. 検討——本稿の立場
- VI. おわりに

I. はじめに——背景となる問題関心

民事訴訟法上の各種規律は、二当事者間の紛争を基本的なパラダイムとして構築されているものといえるが、信託をめぐる法律関係は、一般に、委託者、受託者、受益者の三者が関与するものであるうえ、受益者が多数となるような場合も少なくない。そのため、信託に関する問題が民事訴訟において争われる場合、こうした各種の関係者を訴訟手続上どのように処遇するかが問題となる。具体的には、①いのちの主体がそもそも訴訟において原告または被告となるべきか、という当事者適格（原告適格・被告適格）の問題、②上

記①に準じる問題であるが、ある主体を原告または被告とする訴訟が係属した場合に、他の主体が、当該訴訟に当事者として参加（独立当事者参加または共同訴訟参加）することができるか、という問題、③信託に関する訴訟の係属中に、当事者の地位を基礎付ける法律関係に変動が生じた場合において、いのちの主体が、いかなる手続を経て、訴訟を続行すべきか、という訴訟承継（訴訟の中断・受継または参加・引受承継）の問題、④上記②と類似する面があるが、ある主体を当事者とする訴訟の係属中に、他の主体が、当該訴訟に当事者ではない資格において参加（補助参加または共同訴訟的補助参加）することができるか、という問題、⑤とりわけ上記②お

より④の前提として、参加資格を有する関係者にどのような方法・手続（訴訟告知など）によって訴訟係属の事実についての情報を付与し、参加の機会を保障すべきか、という問題などがこれにあたる。これらの問題は、第一次的には、民事訴訟法学における当事者論に属する問題として現われるが、その中でもいわゆる多数当事者論に属する問題群であり、当該訴訟の訴訟物の理解や、当該訴訟における判決の効力がいずれの主体に及ぶか、という判決効の主観的（主体的）範囲の問題などとも密接に関連した問題である。

これらのうち、上記②から⑤の諸問題は、総じて、いったん訴訟が係属した後に、当該訴訟の当事者となっていない訴訟外の第三者の処遇が問題となるものであるが、これらの問題については、従来、文献上の議論が必ずしも豊富ではなく、安定した理論枠組の形成にはなお至っていないように見受けられる。

一例を挙げれば、信託法23条は、信託財産に対して信託財産責任負担債務に係る債権に基づかずになされる強制執行等を禁止しており、この規定に反してされた強制執行については、受託者または受益者が第三者異議の訴えを提起できるものとされる（同条5項）。そこで、この規定上、第三者異議の訴えの原告適格については明らかになっているといえるが、例えば一部の原告適格者が同訴えを提起した場合において、他の原告適格者や、原告適格を有しない利害関係人（委託者など）が手続上どのような処遇を受けるのかについては、解釈問題として残されている。具体的には、他の原告適格者が独自に訴えを提起した場合、それは二重起訴に該当するのか（民訴142条参照）、他の原告適格者は原告側に共同訴訟参加できるか、逆に、被告側に共同訴訟参加することはできるか、また、独立当事者参加は可能か、原告側または被告側に補助参加することはできるか、できるとした場合、それは通常の補助参加か、共同訴訟的補助参加か、といった問題である⁽¹⁾。この問題は、

この事例における訴訟物をどのように構成するか、とりわけ、原告ごとに異なる訴訟物を構成するとみるのか、主体の差異にかかわらず同一とみるのか、また、原告適格者間の判決効拡張を認めるか、係属中の訴訟に対する利害関係の質・程度をどのように評価するのか、といった問題をも考慮しつつ検討する必要があるが、この種の検討は、なお十分には展開されていないように見受けられる。しかし、今後こうした問題が実際に発生する可能性も考えられるところであり、これらの問題が未解明のままに残されることは、信託制度の利用者の観点からみても、制度利用上のリスクの1つとなり得よう。

また、上記①の当事者適格に関しては、そもそも受託者の法的地位をどう理解するかという問題との関係で、信託財産にかかる権利主体としての地位を訴訟当事者として主張すべき者が誰かにつき、夙に議論が存在したところである。この問題についての理解は、上記①の問題はもちろん、②から⑤の各問題の検討にも影響を与えるものであり、信託関係訴訟をめぐる諸問題を考察する上の出発点をなすものといえる。そして、この問題を考えるにあたっては、信託財産そのものに当事者能力を肯定すべきかどうかが、重要な分岐点となると考えられる。

本稿は、以上のような基本的な問題関心から、信託関係訴訟における信託財産の訴訟上の地位を考えるにあたっての出発点となるべき問題として、信託財産の当事者能力に焦点を当てて、検討を試みるものである。以下では、まず、想定される訴訟類型について若干の整理を行った上で、信託財産にかかる権利主体としての地位を訴訟当事者として主張すべき者が誰か、そして、そもそも信託財産に当事者能力を認めるべきかどうか、という問題について、一定の見通しを示すこととしたい⁽²⁾。

II. 想定される訴訟類型等

1. 想定される訴訟類型と問題の所在

信託財産をめぐる各種の訴訟をその訴訟物の観点から分類した場合、①信託財産に属する権利が訴訟物とされるもの、②信託財産に属しない権利が訴訟物とされるものに大別することが考えられる⁽³⁾。これらのうち、②については、さらに、②-1 第三者の信託財産に対する請求権⁽⁴⁾が訴訟物とされるもの、②-2 第三者の所有権など、必ずしも信託財産に対する請求権でない権利が訴訟物とされ、信託財産への帰属の有無が争われるものが含まれる（以下では、これらを総称して「信託関係訴訟」と呼ぶ）。より具体的には、①としては、例えば受託者側が原告となって信託財産に属する債権の履行請求をする場合や、当該財産の自己への帰属を主張する第三者に対して所有権確認を求める場合が考えられる。また、②-1としては、信託財産責任負担債務にかかる債権を主張する者が受託者（ないし信託財産）に対してその履行を求める場合⁽⁵⁾、②-2としては、第三者が受託者等に対して自己の所有権の確認を求める場合などが考えられよう。

そこで、冒頭で示した問題関心からすれば、これらの訴訟において例えば受託者と第三者が当事者となっている場合に、委託者や受益者が訴訟参加との関係でどのような取扱いを受けるか、といった点が問題となる。この問題を解明するためには、(a)委託者や受益者には当該財産の帰属を当該第三者との関係で争う当事者適格が認められ得るか、(b)仮に当事者適格までは認められないとしても補助参加の利益を基礎づけるに足る法律上の利害関係が認められるか、(c)受託者等の受けた判決の効力がこれらの者に対して及ぶか、といった問題について検討する必要が生じることになる。

2. 訴訟物の理解

なお、上記では「信託財産に属する権利」、「信託財産に対する請求権」（信託財産責任負担債務にかかる請求権ということになろう）といった表現を用いたが、訴訟物という観点からみた場合、当該権利が信託財産に属するのか、それとも受託者の固有財産に属するのかによって、訴訟物が異なることになるのかどうかは、自明ではない。

例えば、受託者が売却した不動産について、受託者が原告となってその代金請求をする場合、その不動産が信託財産に属していたかどうか、したがって代金支払請求権が信託財産に属するかどうかによって訴訟物が異なることとなるか、あるいは、受託者に対して金銭を貸し付けた貸主が受託者を被告として返還請求をする場合に、借り入れが信託財産のためにした行為であったかどうか、したがって信託財産責任負担債務であるかどうかによって訴訟物が異なることとなるかは、信託財産について何らかの法主体性を認めるかどうか、またその関係で受託者の法的地位をどのように理解するかといった問題とも関係して、必ずしも自明ではないのである。

この関係で問題となる点のうち、信託財産の法主体性等についてはⅢ以下で詳述するが、ここでまず確認する必要があるのは、訴訟物の特定という観点からは、原告が当該訴訟物をどのような権利義務として特定しているのかが重要になる、という点である。すなわち、原告が、「信託財産に属する」権利、あるいは「信託財産に対する」請求権を訴訟上主張している場合、それが受託者と区別された権利帰属主体としての信託財産に属する権利やこれに対する請求権として主張されていると解される場合には、受託者の固有財産に属する権利やこれに対する請求権とは異なる訴訟物を構成することとなろう⁽⁶⁾。これに対して、あくまで受託者の権利義務として請求が定立されている場合、言い換えれば、受託者に属する権利のうち信託財産に属するも

の、あるいは受託者に対する請求権のうち信託財産が責任を負担するものという趣旨で請求が定立されている場合には、それが信託財産に属するとされるかどうか、あるいは信託財産が責任を負うべき義務とされるかどうかによって、訴訟物が異なることになるものではない⁽⁷⁾、と考えられる⁽⁸⁾。

以上のはか、詐害信託取消請求（信託11条）や受託者または受益者による第三者異議の訴え（信託23条5項）のように、信託法が特別の規定を設けている訴訟については、その訴訟物をどのように理解するかによって①と②のいずれに分類されるかが定まることとなる。もっとも、これらの訴訟のあり方については、関連する規定を踏まえつつ個別に検討する必要があり、①と②のいずれに分類されるか自体は、さほど大きな意味を持たないとも考えられる。

III. 信託財産にかかる権利主体としての地位を訴訟当事者として主張すべき者 ——問題点の整理

1. 概 観

信託財産にかかる権利主体としての地位を訴訟当事者として主張すべき者は誰か。言い換えれば、差し当たり原告側を想定した場合、信託財産に属する権利の主体としての地位を訴訟上主張し、原告として勝訴判決を得ることができるのは誰か、という問題に対する答えは、信託財産の法的性質ないし法主体性をどのように考えるか、また、受託者の法的地位をどのように考えるかに応じて異なったものとなる。

すなわち、一方で、仮に、信託財産が文字通り受託者等からは独立した法人格を有すると理解する場合には、信託財産に属する権利を訴訟上自己の権利として主張し、勝訴判決を得ることができる者、言い換えれば、いわゆる権利主体構成⁽⁹⁾により当事者適格（原告適格）が認められ、本案で勝訴判決を得る可

能性（いわゆる事件適格ないし実体適格）があるのは、当該信託財産ということになる。したがって、この場合、原告として訴えを提起することが通常想定されるのは、信託財産そのものであり、受託者が当該訴訟に関与するとすれば、それは、当該信託財産の代表者として、ということになろう⁽¹⁰⁾。これに対して、同様の前提の下で、それにもかかわらず受託者が原告となる場合、本案で勝訴判決を得ようとするならば、あくまで信託財産を帰属主体とする権利として訴えを提起する必要があることとなる⁽¹¹⁾。この場合、権利主体構成によって原告適格が認められることはないから、他の構成、すなわち固有適格構成または訴訟担当構成⁽¹²⁾によって原告適格が認められない限り、当該訴えは不適法として却下すべきこととなろう。

他方で、これとは逆に、信託財産にはいかなる意味でも法主体性はなく、受託者こそが名実ともに信託財産に関する権利義務の主体である、と考える場合には、信託財産に属する権利を訴訟上自己の権利として主張し、勝訴判決を得ることができる者、言い換えれば、権利主体構成によって原告適格が認められ、本案で勝訴判決を得る可能性がある者は、受託者ということになる。したがって、仮に信託財産が原告となって当該権利について訴えを提起する場合、本案で勝訴判決を得ようとする限り、当該権利は、信託財産自身ではなく受託者を帰属主体とする権利であると主張する必要があることになる⁽¹³⁾。この場合、当事者適格の観点からは、権利主体構成によることはできない以上、固有適格構成または訴訟担当構成によって原告適格が認められる必要があり、そうでない限り、当該訴えは不適法として却下されることとなろう。もっとも、ここで前提としているように、信託財産にはいかなる意味でも法主体性はなく、受託者こそが名実ともに信託財産に関する権利義務の主体である、との理解に立つ場合には、当事者適格の問題以前に、そもそも信託財産に当

当事者能力が認められない可能性が高く、その点も合わせて検討する必要が生じる。

以上では、便宜上信託財産または受託者が原告側となる場合を例として述べたが、信託財産または受託者が被告側となる場合についても、基本的には同様のことが当てはまると考えられる。

このように、信託財産にかかる権利主体としての地位を訴訟当事者として主張すべき者が誰であるか、という問題は、民事訴訟法上の問題としては、主として当事者能力及び当事者適格という2つの訴訟要件に関わることになる。

2. 当事者能力及び当事者適格をめぐる問題 点——想定可能な選択肢の概観

1で述べたところからも明らかのように、当事者能力及び当事者適格をめぐる問題は相互に密接に関連しあうが、問題点を整理するに当たっては、前者の当事者能力が出発点となると考えられるから、まずはこの点に着目することが有用と思われる。これに関しては、まず、受託者の当事者能力については、受託者が自然人または法人である限りは問題なく肯定され（民訴28条参照）、信託の場面に特有の問題は生じない。したがって、問題は、信託財産に当事者能力が認められるかどうかであり、この点が、関連する諸問題を考えるにあたっての重要な分岐点となる。

そこで、以下では、信託関係訴訟のうち主として信託財産に属する権利が訴訟物とされるもの（前述Ⅱの①の類型）を便宜上想定しつつ、信託財産に当事者能力を認めるかどうかを分析の軸として、当事者適格に関して想定可能な選択肢について、整理しておくことしたい。

（1）信託財産に法人格を認める場合

1で挙げた第1の考え方のように、仮に信託財産に民法上法人格が認められるとする理解に立つならば、信託財産には、当然に当事

者能力が認められることとなる（民訴28条）。また、このような理解を前提とすれば、信託財産が自らを権利主体であると主張することにも実体法上段階の障害はないこととなる。したがって、この理解からは、信託財産に権利主体構成によって当事者適格を認め、本案で勝訴判決をすることも可能となろう。

もっとも、信託財産に文字通りの完全な法人格を認めるこうした考え方は、今日では見られないようであり⁽¹⁴⁾、現行信託法も、このような考え方をとっていないことは明らかであろう⁽¹⁵⁾。このことを前提とすれば、少なくとも民訴法28条の規定に基づいて一般的な形で信託財産に当事者能力を認めることは、現行法の下では難しいと考えられる⁽¹⁶⁾。

（2）信託財産に権利能力のない財団として当事者能力を認める場合

もっとも、信託財産に民法上法人格が認められないということから、直ちに信託財産の当事者能力を認める可能性が否定されるというわけではない。民訴法上、権利能力のない社団・財団であっても一定の場合には当事者能力が認められており（民訴29条）、信託財産についても、とりわけ権利能力のない財団として当事者能力を認める余地が、なお残されていると考えられるからである⁽¹⁷⁾。仮にこれを肯定する立場に立てば、信託財産が当事者となり、受託者を管理人として、信託財産に属する権利を訴訟物とする訴えを提起した場合、当事者能力の欠缺を理由として訴えが却下されることはないこととなるから、問題は信託財産の当事者適格の有無に帰着することとなる。

この関係では、従来主として権利能力のない社団について議論されてきた点であるが、権利能力のない団体が、実質的に当該団体に帰属する権利を訴訟物とし、これを自己の権利であると主張してする訴訟において勝訴判決を得ることができるかどうかが論じられてきたことに、留意する必要があろう。当該団

体に実体法上権利能力がないという前提を訴訟の場面でも貫徹したとすれば、当該団体に権利が帰属するという主張は、主張自体失当ということになるからである。この点については、学説上、「紛争解決のためこれらの団体に権利義務の帰属を判決することも差支えなく、その意味で「当事者能力を認めることは、個別の事件の解決を通じて、権利能力を認めることに帰する」とし、いわゆる事件限りの権利能力を認める見解が有力に主張されてきたところであり⁽¹⁸⁾、このような見解にしたがえば、信託財産が実質的に信託財産に属する権利を自己の権利として訴えを提起すれば、権利主体構成によって原告適格が認められ、本案審理により当該権利の存在が認められれば、勝訴の本案判決を得ることができることとなる。

これに対して、判例においては、権利能力なき社団が、実体法上その構成員の総有に属する不動産について、同社団自身の所有権確認を求めたところ、主張実体失当であるとして棄却された例が知られているところであり⁽¹⁹⁾、事件限りの権利能力という考え方は必ずしも承認されていない。このことを前提とした場合、権利能力のない団体が本案で勝訴判決を得ようとすれば、団体自身ではなく、団体自身からみれば第三者である実体法上の権利帰属主体(社団であれば社団構成員)に属する権利を訴訟物として訴えを提起することとならざるを得ない。このような場合に団体の原告適格を認めるという結論自体に関しては大方の異論のないところであり、判例においてもその例がみられるが⁽²⁰⁾、この場合の団体の原告適格を権利主体構成によって基礎づけることはできないから、固有適格構成または訴訟担当構成が考えられることとなる。判例の理解としてこれらのいずれの構成がより適切であるのかについては議論があるが⁽²¹⁾、この点に関する裁判例においては団体が当事者として受けた判決の効力が構成員全員に及ぶとする判示がみられるこもあ

り⁽²²⁾、規律の実質としては、訴訟担当の場合に通常想定される規律が妥当することとなる。信託の場面でいえば、信託財産が、受託者をその管理人とし、信託財産に属する権利について、実体法上受託者を帰属主体とする権利として訴えを提起すれば、原告適格を認めることができ、本案で勝訴判決を得ることも可能である。また、信託財産が当事者として受けた判決の効力が、本来の権利帰属主体である受託者に及ぶことが想定されることになろう。

このように、仮に信託財産に当事者能力及び当事者適格を肯定する場合、本来実体法上の権利帰属主体とされる受託者の当事者適格をどのように考えるべきかも、問題となる。

この点については、一方で、前述のいわゆる事件限りの権利能力を認める立場からは、そのことの帰結として、団体の財産に関しては団体のみが当事者適格を有する、との見解が主張されてきたことに留意を要する⁽²³⁾。この論理を信託の場面にも推し及ぼすとすれば、受託者は、信託財産に属する権利を訴訟物として訴えを提起する限り、権利主体構成によって当事者適格が認められることはないとする⁽²⁴⁾。

これに対して、事件限りの権利能力を認める立場を前提としても、社団における構成員全員にはなお当事者適格が併存すると解する見解も主張されるほか⁽²⁵⁾、事件限りの権利能力を認めず、あくまで実体法上は権利能力がないという前提を貫徹しようとする立場においては、実体法上の権利帰属主体が自らの権利を主張する場合、権利主体構成による当事者適格が原則として認められることになろう。こうした考え方からは、仮に信託財産に当事者能力を認める場合であっても、受託者の当事者適格が併存するということになる⁽²⁶⁾。この関係では、判例上、権利能力のない団体に当事者能力が認められる場合に、団体を当事者とする訴訟と代表者を訴訟担当者とする訴訟との併存が認められているよう

に見える場面が存在することにも⁽²⁷⁾、留意する必要がある。

(3) 信託財産の当事者能力を否定する場合

以上とは異なり、民訴法28条はもちろん同法29条によっても信託財産の当事者能力は認められない、と解する場合には、信託財産に当事者適格を認める余地もないこととなる。この場合には、信託財産を当事者として提起された訴えは、いずれも当事者能力の欠缺を理由として不適法却下とならざるを得ない。したがって、信託財産にかかる権利主体としての地位を訴訟当事者として主張すべき者としては、もっぱら受託者が想定されることになる。

IV. 従来の議論状況——受託者の訴訟上の地位をめぐる諸学説

以上で整理したような問題状況をめぐって、信託の場面を対象として主張されてきた具体的な見解としては、信託関係訴訟における受託者の訴訟上の地位に関する固有適格（権利主体構成）説、代表者説、法定訴訟担当説があるとされる⁽²⁸⁾。もっとも、これらのうち、代表者説、法定訴訟担当説については、その内容に必ずしも明瞭でない部分が含まれているように思われる。以下では、これらの各説をめぐる議論状況について、Ⅲにおける整理を踏まえつつ、概観する。

1. 固有適格（権利主体構成）説

受託者が信託財産の帰属主体であるという理解を当事者適格に素直に反映させれば、権利主体構成により、受託者に当事者適格が認められることになる。これが、固有適格（権利主体構成）説の考え方である⁽²⁹⁾。

Ⅲ・2における整理との関係でいえば、信託財産に当事者能力を認めない立場（Ⅲ・2(3)）からは、この立場をとることになる。信託財産に当事者能力が認められない以上、

信託財産自身が訴訟上自らを権利主体であるとして当事者となり、本案判決を受ける余地はないこととなるからである⁽³⁰⁾。

なお、従来は、後述する実質的法主体説のような問題提起もなされてきたものの、信託財産の当事者能力を否定する考え方方が主流であったと考えられる。現行信託法制定に際しては、信託財産に破産能力を認めるための破産法の改正が行われたが（破産法244条の2以下）、こうした改正も、民訴法28条または29条によって信託財産に当事者能力（またはこれらの規定の準用（破産法13条）による破産能力⁽³¹⁾）が認められるわけではないことを前提とするものといえる⁽³²⁾。

このように、信託財産に当事者能力を認めない立場が従来主流であったとすれば、受託者の当事者適格についても、固有適格（権利主体構成）説が従来主流の考え方であったということになる⁽³³⁾。

2. 代表者説

代表者説は、信託財産に属する権利を訴訟物とする訴訟において当事者となるのは信託財産自身であり、受託者の訴訟上の地位は、当事者である信託財産の代表者または管理人（民訴法29条参照）であるとする見解である。

Ⅲ・2における整理との関係でいえば、この見解は、信託財産の当事者能力及び当事者適格を肯定する立場（Ⅲ・2(2)）を前提とし、仮に、受託者はもっぱら代表者として訴訟に関与し得るにとどまり、自ら当事者となる余地がないとするのであれば、信託財産のみに当事者適格を認める立場を前提とすることになる。

もっとも、従来、この立場を主張するものとして挙げられてきた諸文献⁽³⁴⁾が、上記のような内容を意図したものであったのかどうかについては、明らかでない面がある。すなわち、これらの文献は、いずれも四宮和夫教授が提唱したいわゆる実質的法主体説に依拠するものであるが⁽³⁵⁾、四宮教授の見解は、

信託財産に受託者とは別個の独立した実質的法主体性を認めるものではあるものの⁽³⁶⁾、この見解においても、信託財産の名義と管理権限、とりわけ前者が受託者に帰属することから⁽³⁷⁾、その法主体性は制限された不完全なものとされ⁽³⁸⁾、その結果、「受託者は信託財産の名義者かつ排他的管理権者だから、信託財産に関する訴訟についても当事者適格を有し（民訴85条〔現58条1項〕はこれを前提する）、そして、受託者に対する判決は信託財産に対しても効力を有する（民訴201条2項〔現115条1項2号〕）、と考えなくてはならない」とされていたのである⁽³⁹⁾。そのため、四宮説自身は、信託財産自身を当事者とし、受託者をその代表者とする構成を提倡していたわけではない。また、その後の文献も、受託者の任務終了に伴う訴訟手続の中止・受継を定める旧民訴法211条〔現124条1項4号イに対応〕に關し、旧信託法50条1項が旧新受託者間の権利の移転を「譲渡」とみなしていることからすれば、ここでの権利の移転は特定承継に該当し、本来参加承継・引受承継の規律によるべきものとも考えられるのに、そうではなく中止・受継の対象とされていることの説明として、「信託財産をいわば法主体とみて、その代表者の交代（210条〔現124条1項3号〕、58条〔現37条〕）と同じようにみたところから由來したかと思われる」（圈点は引用者による）といった形での説明を試みるものであり⁽⁴⁰⁾、受託者を文字通り代表者そのものであるとしているわけではないよう見受けられる。

このように、代表者説を正面から述べる見解があるかについては疑問の余地があるが、こうした見解の当否については、現行民訴法58条1項3号及び124条1項4号イはいずれも「当事者である受託者」という文言を用いていることから、受託者の当事者適格を前提としており、代表者説は立法者の意図に反する、との指摘がある⁽⁴¹⁾。厳密にいえば、これらの規定は、信託関係訴訟において信託財

産のみが排他的に当事者適格を有する、との理解と両立しないことは明らかであるが、受託者のみに排他的に当事者適格を認める趣旨かどうかについては議論の余地があろう。もっとも、1で述べたように、そもそも信託財産の当事者能力を否定する理解が主流であると考えられるところ、こうした理解を前提とすれば、もっぱら受託者のみが当事者適格を有するはずであり、したがって、代表者説はとり得ない、ということになろう⁽⁴²⁾。逆に、信託財産自体の当事者能力を認める前提に立つ場合には、受託者の当事者適格と信託財産自体の当事者適格が併存する、という理解もあり得ないわけではない⁽⁴³⁾。

3. 法定訴訟担当説

法定訴訟担当説は、受託者は権利主体としてではなく、訴訟担当者として当事者適格が認められる、とする見解である⁽⁴⁴⁾。

もっとも、この見解において被担当者たる権利義務主体として誰が想定されているのかについては、必ずしも明確ではない部分がある。すなわち、一方では、実質的法主体としての信託財産を被担当者と理解するようにみえる見解がある。前述の四宮教授の見解において、「受託者に対する判決は信託財産に対しても効力を有する」として民訴法115条1項2号に対応する旧民訴法の規定を挙げているのは⁽⁴⁵⁾、その趣旨に理解することができよう⁽⁴⁶⁾。他方では、しかし、受益者を被担当者とする訴訟担当を示唆する見解もみられる⁽⁴⁷⁾。

仮に受益者を被担当者とする訴訟担当を考えるとすれば、当該訴訟における訴訟物は受益者に帰属する権利義務ということになるはずであるが、信託財産に属する権利を訴訟物とする訴訟を考える限り、そのような構成は困難であろう。そのため、訴訟担当としては、信託財産を被担当者とする構成の方が考えやすいように思われるが、その前提として、信託財産に少なくとも当事者能力が認められる

必要があると考えられる。権利能力も当事者能力もない存在に対して、被担当者として既判力や執行力といった効力を及ぼすことは無意味と考えられるからである。このように考えると、この見解も、2の代表者説と同様、信託財産に当事者能力を認める立場を前提とするものと理解される。

この見解については、その条文上の手がかりとして、①受託者の任務終了時における訴訟代理人の代理権の不消滅を定める民訴法58条1項3号、②受託者の任務終了に伴う訴訟手続の中止・受継を定める同法124条1項4号が指摘されるが⁽⁴⁸⁾、これに対しては、これらの規律は、固有適格構成（権利主体構成）からも説明が可能である、との反論がある⁽⁴⁹⁾。

V. 信託財産の当事者能力の有無

以上でみてきたように、受託者の訴訟上の地位、ひいては信託関係訴訟における当事者適格のあり方については様々な理解の可能性が指摘されてきたが、この問題について考えるにあたっては、すでに述べた通り、信託財産に当事者能力を認めるかどうかが重要な分岐点をなす。IVで整理したように、受託者の訴訟上の地位に関する代表者説、訴訟担当説は、いずれも信託財産に当事者能力を認める立場を前提とするものと解され、逆に、信託財産に当事者能力を認めない立場からは、固有適格（権利主体構成）説をとるべきことになるからである。

そこで、以下では、この点について検討を試みる。

1. 信託財産に当事者能力を認める理論上の可能性

すでに述べたように、信託をめぐる現行法上の諸規律を前提とした場合、信託財産に文字通りの法人格を認め、民訴法28条に基づいて当事者能力を認めるという立場をとること

は、一般的には困難と考えられる。したがつて、ここでまず問題となるのは、信託財産を民訴法29条にいう法人でない財団とみて、民訴法29条に基づいて当事者能力を認める可能性ということになろう⁽⁵⁰⁾。

民訴法29条にいう法人でない財団については、法人でない社団と比較して従来比較的議論が乏しかったといえるが⁽⁵¹⁾、一般には、同条にいう財団とは、個人の帰属を離れて、一定の目的のための管理機構に服している財産の集合体としての目的財産⁽⁵²⁾、あるいは、一定の目的のために結合された財産で寄附者自身から独立し、独立の管理機構をもっているものであるが、主務官庁の認可がないため法人格を取得するに至っていないもの⁽⁵³⁾、などと定義されてきた⁽⁵⁴⁾。裁判例においても、遺言による寄附行為の出捐財産である株式について、設立されるべき財団法人の目的財産として財団法人設立準備委員長名義に書き換えられ、その名義で議決権行使がされていたなどの事情の下で、「個人財産から明確に分離され、実質的には個人の帰属を離れた独立の存在として管理運用されてきて」おり、設立準備委員長となった遺言執行者がその「代表機関たる地位にあった」として権利能力のない財団として当事者能力を認めた事例があり⁽⁵⁵⁾、一定目的のための財産の分離独立と管理体制の存在に着目する点で⁽⁵⁶⁾、上記学説で示されている考え方へ沿うものといえる。

さらに、民訴法29条の適用要件については、近時、注目すべき見解が提唱されている。この見解によれば、社団であるか財団であるかを問わず、同条の適用のためには、①社団・財団の基体、②代表機関（代表者または管理人）、③構成員等の意思または法律に基づく代表機関に対する訴訟追行の授權が必要条件となるとともに⁽⁵⁷⁾、④固有の責任財産、すなわち財産帰属者の固有財産から責任財産として分離された特別財産が存在すれば、十分条件をも満たす⁽⁵⁸⁾、とされる。そして、こ

れらのうち④が十分条件とされる理由としては、以下の3点が指摘される。すなわち、第1に、固有財産と特別財産とが責任財産として分離している場合には、いずれの関係での権利義務なのかを区別する必要が生じる上、両財産の間の財貨移転を法的に規律する必要が生じることに伴い、両財産の間にある種の法関係を観念することが不可欠となるから、責任財産の分離を訴訟主体の分離という形で表現することにより、例えば両財産間の法律関係をめぐる訴訟などにおいて、訴訟法律関係を簡明化できること⁽⁵⁹⁾、第2に、社団・財団が固有の責任財産を有する場合には、民訴法が当事者の地位に結び付ける各種の法的効果の基準（「当事者機能」と呼ばれる）として、社団・財団自体を当事者とする方が、財産管理人を当事者（財産帰属者のための訴訟担当者）とするよりも適切な解決が得られること⁽⁶⁰⁾、第3に、財産管理人と財産帰属者の訴訟上の権限の関係に関する規律や財産帰属者に対する手続保障、すなわち財産帰属者に対する判決効や財産帰属者による補助参加の規律の適正化という観点からも、社団・財団自体を当事者とする方が、社団財産・財団財産に関する請求の当事者適格の社団・財団への専属、財産帰属者（構成員等）に対する「特別財産限り」での判決効拡張、固有財産に関わる利益を有する限りでの財産帰属者による補助参加の許容、固有財産との関係でも判決効拡張を認めるべき場合における例外的な共同訴訟的補助参加の許容、といった規律を容易に導き得る点で、優れていること⁽⁶¹⁾である。結果として、この見解からは、法人でない財団に関する従来の判例・学説の方向は概ね正当であり、かつ、同様の考え方は法人でない社団にも及ぼしてよいものとされることになる⁽⁶²⁾。

こうした議論の法人でない社団との関係における当否についてはひとまず置くとしても、法人でない財団の該当性に関する限り、この見解は、従来の判例・学説の正当性を改

めて基礎づけるものといえ、信託財産の当事者能力を検討するにあたって依拠することができるものと考えられる。

以上のような判例及び学説の状況を前提とした場合、信託財産に法人でない財団として当事者能力を認める方向は、少なくとも理論的には検討に値するものであろう。すなわち、まず、前掲昭和44年最判に照らして考えた場合、信託財産は、受託者の個人財産からは区別され（信託34条参照）、「実質的には個人の帰属を離れた独立の存在として管理運用されて」いる、と評価でき、受託者がその「代表機関たる地位にあった」ということができるから、当事者能力を認める余地は十分にあるものと考えられる。また上記の岡成説の要件論からみても、やはり、信託財産は、受託者により一定の目的に従った管理処分に服し、受託者の固有財産とは責任財産として区別される点で、そこには①財団の基体及び④固有の責任財産の存在を認めることができ、②代表機関としては受託者がおり、③受託者に対して訴訟追行の権限が授与されているということもできる。このように考えると、理論的には、信託財産を民訴法29条に定める財団に該当すると解した上で、当事者能力を認める余地は、十分に考慮に値するものと思われる。

もっとも、そうした構成が実際上過不足のない規律をもたらすかどうか、また、現行信託法における各種の規律と整合的なものといえるかどうかについては、以下で述べるように、さらなる検討が必要であろう。

2. いわゆる事件限りの権利能力をめぐる議論との関係

Ⅲ・2(2)でみたように、仮に、信託財産に権利能力のない財団として当事者能力を認める場合、信託財産に実体法上の権利能力そのものを認めるわけではないこととの関係をどのように考えるか、従来の議論に即していえば、いわゆる事件限りの権利能力を認めるかどうかという点が重要な問題となる。この点

は、一方で、訴訟物の定立の仕方、したがって、信託財産の当事者適格の理論構成に関わるとともに、他方で、判決効の問題にも関わる。そして、後者の判決効との関係では、①信託財産側の権利を否定する判決が出た場合に当該権利が固有財産に属すると主張してする再訴の取扱い、②信託財産側の責任を肯定する判決が出た場合に固有財産との関係でも既判力または執行力が及ぶか、という点が問題となろう。

とりわけ、事件限りの権利能力を否定する立場を前提とする場合には、以下で述べるように、訴訟担当ないしそれに類似した関係を想定することとなるが、あえてそのような関係を想定することが有意義であるかどうかは、固有財産の主体と固有財産とは区別される特別財産の主体とを区別することに意義が認められるかどうかに依存する。そして、固有財産の主体と固有財産とは区別される特別財産の主体とを区別することの主要な意義の1つは、いずれの主体が受けた判決であるかによって判決効の範囲を区別することにあると考えられるから、そうした区別を認めるかどうか、という問題が重要な意味を持つこととなろう。

(1) 事件限りの権利能力を認める場合

仮に、いわゆる事件限りの権利能力を認める場合、その事件に関する限り、あたかも信託財産自身を権利義務主体として捉えることができることとなる。したがって、前述したように、信託財産自身が当事者として自己の権利義務について訴訟を行うことができることとなり、当事者適格については、信託財産の当事者適格は権利主体構成に基づくものとされ、判決効については、その受託者への拡張を観念する必要はないことになろう。その限りでは、比較的簡明な規律が実現されるとの評価が可能である。

もっとも、このように解した場合、①信託財産側の権利を否定する判決が出た場合に、

後に受託者が当事者となって、当該権利が固有財産に属すると主張してする再訴が、少なくとも既判力によっては妨げられないこととなり⁽⁶³⁾、また、②信託財産側の責任を肯定する判決が出た場合、固有財産との関係では既判力または執行力が及ばない、ということになるが、そのことの実質的な当否は、問題となり得よう。

(2) 事件限りの権利能力を否定する場合

逆に、事件限りの権利能力を否定する立場に立つ場合には、信託財産に当事者能力を肯定したとしても、相当に複雑な構成が必要とされる。すなわち、信託財産に属する権利義務の実体法上の帰属主体はあくまで受託者であるとの前提を、訴訟の場でもそのまま貫徹することとなるから、信託財産が訴訟の当事者となるとしても、本案で勝訴するためには、訴訟物は受託者に帰属する権利義務として定立する必要がある。そして、権利能力のない社団を当事者とする訴訟に関する従来の議論を前提とすれば、信託財産が当事者として受けた判決の効力は、訴訟担当事例における被担当者に対する判決の拡張ないしは一種の反射効として、受託者に及ぶと解することになろう。

このことにより、例えば、①信託財産が原告となって給付訴訟を提起したが敗訴判決が確定した場合に、受託者が同一の給付請求権を主張してする再訴を、既判力によって遮断することができることになるし、②信託財産側の責任を肯定する判決が出た場合、訴訟物としては受託者を義務者とする請求権の存在が確定され、その既判力が受託者にも及ぶ、ということになろう。

もっとも、②の場合に、固有財産との関係でも既判力または執行力が作用すると解するかどうかについては、両論があり得る。この点について、仮に、固有財産との関係でも特段の限定なく既判力及び執行力が及ぶと考える場合、既判力及び執行力との関係におい

て、信託財産の主体としての受託者と固有財産の主体としての受託者とを区別する意味はないことになろう⁽⁶⁴⁾。逆に、受託者に既判力及び執行力が及ぶとしても、それは信託財産の限度であって、固有財産との関係ではその限りでない、と解する場合には、信託財産の主体としての受託者と固有財産の主体としての受託者とが区別して取り扱われることになる。具体的には、固有財産との関係では当該債権の存否を既判力に妨げられることなく改めて争うことができる、また、固有財産には執行力が及ばない、といった帰結を承認することを意味する。したがって、固有財産に対して強制執行をしようとする場合には、改めて固有財産の主体としての受託者に対して給付の訴えを提起する必要があることになる⁽⁶⁵⁾。ここでも、①の場合と同様に、問題は、そうした帰結の実質的な当否ということになる。

(3) 受託者の当事者適格を法定訴訟担当とする見解との関係

なお、IV・3で述べたように、受託者の当事者適格を法定訴訟担当として認める見解は、被担当者としては当事者能力を有する信託財産を想定している可能性があるが、ここでも、そうした規律が何を意味するのかについては、事件限りの権利能力を認めるかどうかに関わってくることになろう。

この点について、仮に事件限りの権利能力を認める立場に立てば、ここでも、当該訴訟との関係では訴訟物たる権利が信託財産に帰属しているものとして取り扱うことができる事となろう⁽⁶⁶⁾。もっとも、信託財産に当事者能力を認めた上で、信託財産を当事者とし、受託者をその代表者として扱うというのではなく、あえて受託者を当事者（訴訟担当者）として扱うことの意味がどこにあるのかが問題となるが、仮にこのことに積極的な意味を認めるとすれば、それは、例えば、判決効（民訴法115条1項1号参照）や訴訟費用

の第一次的な負担者（同法61条）などの規律に着目して⁽⁶⁷⁾、受託者自身を訴訟当事者として扱うことに積極的な意味を認めることを意味する。しかし、そうであれば、あえて信託財産に当事者能力を認め、その上で信託財産ではなく受託者を当事者とする、というのはいかにも迂遠であり、端的に受託者を権利主体として当事者とする方が簡明であろう。

逆に、事件限りの権利能力を認めない立場を前提とすれば、当該訴訟限りであっても信託財産を実体法上の権利帰属主体として扱うことはできないこととなる。この場合、社団であればその構成員が実体法上の権利帰属主体として想定されることとなるが、信託の場合には、受託者が権利帰属主体であることになろう。そのように考えると、受託者を訴訟担当者とし、信託財産を被担当者とする訴訟担当とは、結局のところ受託者を被担当者とする訴訟担当、言い換れば、担当者も被担当者も受託者である訴訟担当を意味することとなる。そうだとすれば、そもそもこのような訴訟担当を観念できるかどうかが問題となるが、この点は、すでにふれたように、理論的には、個人ないし法人としての、あるいは固有財産の主体としての受託者と、信託財産の主体としての受託者とを法的に区別できるかどうか、という問題に帰着する。仮にこうした区別を否定するのであれば、ここで生じている事態はもはや訴訟担当ではなく、結局のところ実体法上の権利主体である受託者が自ら訴訟当事者となっているのにほかならないことになろう。

これに対して、仮にこのような区別を認め得るのであれば、固有財産の主体としての受託者を担当者とし、信託財産の主体としての受託者を被担当者とする訴訟担当を考えることになる。このような理解に立つ場合、固有財産の主体としての受託者は訴訟当事者として（民訴法115条1項1号）、信託財産の主体としての受託者は被担当者として（同項2号）、当該訴訟の判決の効力を受けるという

ことになるが、このような規律が意味のあるものといえるかが問題となろう。

そこで、ここでも、①信託財産側の権利を否定する判決が出た場合に当該権利が固有財産に属すると主張してする再訴の取扱い、②信託財産側の責任を肯定する判決が出た場合に固有財産との関係でも既判力または執行力が及ぶか、という点が問題となる。そして、いずれの問題に關しても、固有財産側に不利益が及ばない、との規律が相当であると考える場合には、端的に、信託財産の主体としての受託者のみが当事者であり、固有財産の主体としての受託者は第三者であって判決効を受けない、と説明する方が簡明であろう。逆に、上記のように、信託財産の主体としての受託者を被担当者とする訴訟担当であって、両者に判決効が及ぶが、その内容が信託財産限りに限定される、と説明するのは、かなり迂遠であるように思われる。

逆に、固有財産との関係でも不利益が及ぶ、考えるのであれば、固有財産の主体としての受託者と信託財産の主体としての受託者とを区別するという構成自体迂遠であり、端的に権利義務主体である受託者が判決を受け、その判決に全面的に拘束される、と説明する方が簡明であろう。

このように考えれば、信託財産を被担当者とする訴訟担当構成は、いわゆる事件限りの権利能力を認める前提に立つ場合においても、また立たない場合においても、問題を徒らに錯雜化するものと言わざるを得ない。したがって、信託財産に当事者能力を認める立場に立つ場合には、信託財産に関する限り、信託財産を当事者とする訴訟を想定するのが適切であり、受託者を担当者とし、信託財産を被担当者とする訴訟担当という構成は避けるべきであろう。

3. 検討——本稿の立場

以上の検討を踏まえると、信託財産に民訴法29条にいう法人でない財団として当事者能

力を認めるという考え方には、理論的には成り立ち得るものではあるものの、そうした考え方の下であり得る当事者の構成のうち、受託者を法定訴訟担当者とする見解については、2(3)で述べた通り問題があり、採用できないと考えられる。したがって、残るのは信託財産を当事者とする考え方であるが、この見解についても、以下の通り問題が残るものといわざるを得ず、信託財産の当事者能力を否定し、受託者を権利主体として扱うという考え方と比較して、明らかに優れているとはいえないようと思われる。具体的には、次のとおりである。

(1) 事件限りの権利能力を認める立場

まず、信託財産を当事者とし、いわゆる事件限りの権利能力を承認し、当該事件限りでは実体法上も信託財産が権利主体であると扱う方向は、2(1)で述べたように、訴訟物とされた権利義務に関する受託者による再訴の許容や、固有財産に対する強制執行の不許という帰結を導くことになるが、この帰結が現行信託法の下で相当といえるかどうかについては、疑問が残るよう思われる。

第一に、訴訟物とされた権利義務に関する再訴の問題であるが、この問題は、当初の訴訟で信託財産が当事者となった場合、受託者が当事者となった場合の双方で生じることになる。例えば、信託財産に属する不動産について賃料の不払いが問題となり、未払賃料の支払と賃貸借契約の解除を理由とする賃貸物件の明渡請求がされるような事例を考えた場合、この立場からは、信託財産が敗訴しても受託者が固有財産であるとして再訴できるし、受託者が敗訴しても信託財産が再訴できることになるが、被告の立場からすれば、こうした再訴の可能性は封じておきたいところであろう。そのためには、信託財産及び受託者のうち原告となっていない者を被告とする債務不存在確認の訴えを提起し、既存訴訟との併合を求めることとなろうが、これについ

ては、いわゆる主觀的追加的併合については認められないとするのが判例の立場と理解され⁽⁶⁸⁾、弁論が併合される保障はない点が問題となるほか⁽⁶⁹⁾、そもそもそうした訴え提起の負担を被告側に課すことが相当といえるかどうか、疑問を禁じ得ないところである。

第二に、強制執行の問題についてであるが、この立場では、信託財産に対して債務の履行請求をして勝訴した債権者は、当該債務名義によっては、信託財産を執行債務者として、信託財産に対してのみ強制執行をすることができ、また、受託者に対して勝訴した債権者は、受託者を執行債務者として、受託者の固有財産に対してのみ強制執行をすることになる。しかし、現行信託法がそのような規律を想定しているのかどうかは、疑わしいように思われる。すなわち、そもそも現行信託法の下では「債務」は信託の対象とならず、「信託財産」に含まれるものではないとされるところ⁽⁷⁰⁾、信託財産責任債務であったとしても、受託者は固有財産でも責任を負うのが原則とされる（例外につき、信託法21条2項各号参照）。例えば、責任限定のない信託財産責任債務の場合、債権者としては、受託者の固有財産に対する強制執行を可能とするためには、この立場からは受託者を債務者とする債務名義を得るために、受託者を被告として訴えを提起するなどの必要があることになるが、この場合、訴訟物として誰に対する請求権を定立するのか、責任限定が認められる場合は請求を棄却することになるのか、といった問題が生じる。そうだとすれば、あくまで受託者を債務者として一度で処理する方が簡明であるし、責任財産に関する現行信託法の規律に親和的であるように思われる。

これらの点を考えると、信託財産を当事者とし、いわゆる事件限りの権利能力を承認し、当該事件限りでは実体法上も信託財産が権利主体であると扱う立場は、理論的には選択肢となり得ると考えられるが、事件限りの権利

能力を認める点で従来の判例との整合性について疑義があることに加え、その帰結の実質的妥当性、現行信託法との整合性の観点からも、疑問が残る面がある。

他方で、1で述べた近時の有力説が法人でない財団に当事者能力を認める利点として説く点のうち、責任財産の分離を訴訟主体の分離という形で表現し、例えば両財産間の法律関係をめぐる訴訟などにおいて訴訟法律関係を簡明化できるという点は、信託財産の場合にも当てはまると思われる⁽⁷¹⁾。例えば、受託者・信託財産間の訴訟や、受託者を同じくする複数の信託財産間の訴訟⁽⁷²⁾を考えるとすれば、信託財産に当事者能力を認め、端的に訴訟当事者とすることが便宜であり、この点を重視すれば、当事者能力肯定論に向かうことになろう⁽⁷³⁾。もっとも、この点に関しては、現行信託法は、一定の場合に受託者の有する権利を金銭債権とみなす旨の明文規定をおいているところ（信託法11条3項、49条4項、50条1項参照）、これらの規定またはその類推により信託財産と受託者間の債権債務関係が擬制される例外的な場合については、信託法上信託財産に法主体性が認められることになるのであるから、その限度で、民訴法28条にいう「その他の法令」に従い、例外的に当事者能力があると解することも考えられる。言い換えれば、同法29条の「財団」として一般的に当事者能力を認めるのではなく、あくまで例外として処理するという方向も考えられ、その方がむしろ現行信託法の規律には整合的であるようにも思われる。

また、上記有力説の挙げる利点のうち、当事者機能については、信託財産を基準とする場合と受託者を基準とする場合でみるべき差異が生じるのか判然としないし、信託財産限りでの判決効についても、前述のとおり疑問が残る。財産帰属者（この場合は受託者）による補助参加の可能性についても、受託者が代表者として実質的には訴訟追行することを考えれば、実際上の意義は乏しいように思われる。

れる⁽⁷⁴⁾。

このように考えれば、信託財産の当事者能力及びいわゆる事件限りの権利能力を一般的に承認する考え方は、信託財産の当事者能力を原則として否定し、受託者を権利主体として扱うという考え方と比較して、明らかに優れているとはいえないようと思われる。

(2) 事件限りの権利能力を否定する立場

次に、信託財産の当事者能力を肯定するが、事件限りの権利能力を否定する立場については、2(2)で論じたように、そうした立場をとる実際上の意義は、事件限りの権利能力を認める立場と同様、固有財産との関係では当該債権の存否を既判力に妨げられることなく改めて争うことができる、また、固有財産には執行力が及ばない、といった帰結を承認する点にあると考えられる。しかし、その場合、(1)の事件限りの権利能力を認める立場の場合におけるのと同様の問題が生じるものと考えられるから、やはり、信託財産の当事者能力を否定し、受託者を権利主体として扱うという考え方と比較して、明らかに優れているとはいえないようと思われる。

(3) 小括

以上のように考えると、信託財産を民訴法29条にいう法人でない財団として当事者能力を肯定し、訴訟上、当事者として扱うという考え方は、理論上はあり得る選択肢であると思われるが、現行信託法は少なくとも一般的にはそうした規律を想定していないように思われることに加え、その帰結の面でも、信託財産の当事者能力を否定し、受託者を権利主体として扱うという考え方と比較して、明らかに優れているとはいえないようと思われる。そうだとすれば、現行信託法の下での解釈論としては、少なくとも原則として、受託者自身が、権利主体としての資格で、当事者として訴訟追行することを想定すべきであり、信託財産の当事者能力は否定すべきであ

る。したがって、信託財産について、民訴法29条に定める法人でない財団に当たるとして一般的に当事者能力を認める立場は、支持することができない。

もっとも、現実的には稀であろうが、受託者・信託財産間の訴訟や受託者を同一にする複数の信託財産間の訴訟を考えなければならないような場合においては、例外的に信託財産の当事者能力を認めるべき場合も考えられる。こうした場合については、信託財産を権利義務主体とみなす旨の規定が信託法における限りで、そうした規定の趣旨を踏まえ、民訴法28条により信託財産に当事者能力を肯定する余地がある。具体的にいかなる範囲でこれを認めるかは、信託法11条3項等の規定の解釈や、その類推可能性の問題に帰着することとなろう。

したがって、Iで示したような各種の各論的な問題についても、原則として信託財産には当事者能力が認められないとの理解を前提としつつ、検討を進めることが穩當だということになろう。

VI. おわりに

本稿では、信託関係訴訟における各種の関係者の処遇を考える前提として、信託財産の当事者能力の問題を改めて検討し、結論的には、例外的には当事者能力が認められる可能性があるものの、原則的には否定されるとの立場を述べることとなった。

この問題については従来から様々な見解が主張されてきたところであり、今後も議論は続くことと思われる。筆者の能力の限界から、極めて不十分な検討にとどまっていると思われるが、今後の議論のための1つの素材とでもなれば幸いである。

【注】

- (1) 例えば、道垣内弘人編著『条解信託法』114頁（弘文堂、2017）〔加毛明〕は、この

問題に関し、他の原告適格者は第三者異議訴訟に補助参加できるにすぎない、と説くが、他の見解を採用する余地もあるように思われる。すなわち、仮に各原告適格者の主張する訴訟物が同一であり、かつ原告適格者間に判決効の拡張があるとすれば、原告適格者の1人は、他の原告適格者の提起した訴訟に共同訴訟参加（民訴法52条）ができることになろうし、判決効の拡張がないとすれば、補助参加のほか、別訴の提起も妨げられないと解する余地があることになろう。

(2) 本稿では、本来、各種の信託関係訴訟における当事者適格や訴訟参加に関する各論的検討をも行う予定であったが、こうした各論的検討を行うための前提となる信託財産の当事者能力の問題に関する見解について、まずは大方の批判を仰ぐ必要があると考えられたことから、その点に関する検討を、各論とは切り離していったん公表することとした次第である。

(3) もっとも、後述のように、例えば受託者が主張する権利が信託財産に属するかどうかで訴訟物が異なることになるかについては、別途検討をする。

(4) 当該請求権にかかる義務の実体法上の主体を受託者とする理解を前提とすれば、「受託者に対する」と表現することも可能であるが、このように表現した場合、もっぱら受託者の固有財産のみを責任財産とする請求権をも含み得ることとなるため、本文では、信託財産を（も）責任財産とする請求権、言い換えれば、信託財産責任負担債務にかかる請求権という意味で「信託財産に対する」と表現している。

(5) また、受託者側が信託財産責任負担債務の不存在確認を求めるような場合も、この類型に含まれることになろう。

(6) これは、訴訟物がそのような形で特定されていればそうなる、ということであり、実際に信託財産に法主体性を認める立場が

採用されるかどうかには関わらない。後注19で言及する昭和55年最判からもわかるように、権利能力のない団体にいわゆる事件限りの権利能力を認めない立場を前提としても、当該団体の権利やこれに対する請求権を訴訟物として訴えを提起することそれ自体は可能であり、ただ、本案の問題として主張自体失当として請求が棄却されるにとどまる。もっとも、実際には、訴状における記載を合理的に解釈すればより現実性のある訴訟物についての訴えと解すべき場合や、原告の意図を釈明によって確認すべき場合もある。権利能力のない団体が提起した建物の共有持分権確認請求訴訟において、共有持分権の構成員全員への総有的帰属の確認を求める趣旨か否かについて釈明権を行使することなく請求を棄却した原判決に釈明義務違反があるとされた事例として、最判令和4・4・12判時2534号66頁、判タ1499号71頁がある。

(7) 一般に、同一の主体に対する請求権であるがその責任財産の範囲が争点となり得る場合に、責任財産の範囲が異なることによって訴訟物が異なることになるものとは解されていないようと思われる。最判昭和49・4・26民集28巻3号503頁は、相続債務について限定承認の効力が問題となった事案において、「訴訟物は、直接には、給付請求権即ち債権（相続債務）の存在及びその範囲であるが、限定承認の存在及び効力も、これに準ずるものとして審理判断される」とし、後者についての判断に既判力に準ずる効力が生じるとしたが、これは、責任財産の範囲が相続財産に限定されるかどうかによって訴訟物が異なるものではないとの理解を前提としたものといえる。

(8) もっとも、理論的には、さらに、信託財産そのものに法主体性を認めないとても、「信託財産の帰属主体としての受託者」と「固有財産の帰属主体としての受託者」とを区別して考え、いずれに帰属する権利

であるか、あるいはいずれに対する請求権であるかによって訴訟物が異なるとする考え方も想定できよう。ドイツの判例において、破産管財人などの財産管理人に関するいわゆる職務説を前提としつつ、「職務上の当事者A」と「個人A」とは、実体法上は同一の法主体であるとしても、訴訟法上は別の当事者であると解する立場が採用されており、両者が同時に訴えまたは訴えられる場合には、請求の客体的併合ではなく主体的併合であるといった帰結が承認されていることにつき、岡成玄太『いわゆる財産管理人の訴訟上の地位』97-102頁（有斐閣、2021、初出2018）参照。ただし、職務説が問題とする財産管理人の場合には、職務上の当事者への財産帰属の変更はない（管理処分権を取得するにとどまる）から、職務関係の請求と個人関係の請求とではそもそも実体法上の権利義務の帰属が異なる（前者については、財産管理人は実体法上の権利義務の帰属主体ではない）。その点で、受託者への財産の移転を前提とし、信託財産関係の請求であっても固有財産関係の請求であっても実体法上の権利義務の帰属主体自体は同一となる信託の場合とは、やや事情が異なることに注意を要する。

(9) 当事者適格の基礎の分類に関しては、八田卓也「消費者集合訴訟の追行者と当事者適格」民事訴訟雑誌58号94-95頁（2012）が示唆に富む。そこでは、当事者適格が認められる者の類型として、①訴訟物たる権利関係の権利帰属主体、②第三者の権利について訴えを提起する固有の利益を有する者、③本来の当事者適格者である①・②の者に代わって当事者適格が認められる訴訟担当者の3種類があるとされ、ある者がこれらのいずれに該当する者として当事者適格が認められるかに応じて、それぞれ①「権利主体構成」、②「固有適格構成」、③「訴訟担当構成」の3つの構成があり得るものとされる。本文における「権利主体構成」

の語も、この意味で用いている。

- (10) なお、この場合に受託者が補助参加をし、補助参加人として訴訟手続に関与することができるかについては、別途検討を要する。
- (11) 実体法上訴訟物たる権利が客観的には信託財産に属するとしても、原告がそれを自己の権利として訴求する限り、当該原告の原告適格は権利主体構成によって肯定されることになる。したがって、訴えがその理由で不適法となることはなく、ただ、本案の問題として原告への権利帰属が否定され、請求が棄却されることがあるにとどまる。
- (12) これらの構成の意義については、前注9で述べた通りであるが、固有適格構成と訴訟担当構成の法技術的な相違点は、日本の現行民訴法上、訴訟担当とされる場合には権利帰属主体とされる者（被担当者）に対して判決の効力、とりわけ既判力が及ぶのに対し（民訴115条1項2号）、固有適格とされる場合にはそうではない、という点に見出される。八田・前掲（注9）94頁のほか、同「入会集団を当事者とする訴訟の形態」法律時報85巻9号23-24頁（2013）も参照。このことから、当事者適格をめぐる議論においては、訴訟当事者に固有の利益が認められるかどうかというよりも、むしろ権利帰属主体に判決効が及ぶかどうかに着目し、及ぶ場合を訴訟担当構成、及ばない場合を固有適格構成と分類することがしばしば行われる（日本におけるこうした理解の形成過程やドイツ法との相違点については、中本香織「訴訟担当概念の比較法的考察と民事訴訟法115条1項2号の適用対象に関する一試論」早稲田法学93巻1号117頁以下（2017）参照）。その典型例は債権者代位訴訟における代位債権者の当事者適格をめぐる議論であるが、日本の民訴法学上の従来の議論においては、とりわけ相手方当事者の二重応訴の負担を回避する觀

点から、第三者の権利について訴えを提起した者が受けた判決の既判力を当該第三者に及ぼすべきであるとする見解が主流であり（議論の経緯について、例えば高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（第2版補訂版）251-266頁（有斐閣、2013）参照。平成29年改正後の民法423条の6も既判力の拡張を前提とすることにつき、筒井健夫＝村松秀樹『一問一答民法（債権関係）改正』94頁（商事法務、2018）参照）、その意味で、第三者の権利義務を訴訟物とする訴訟の当事者適格については、訴訟担当構成を原則的な構成として位置づける見解が一般的であることに留意が必要である。

- (13) この点については、後述2(2)も参照。
- (14) 信託財産に実質的法主体性を認める見解を提唱した四宮和夫教授も、「信託財産はすべての方向において单一的ないわゆる近代型法人格の形をとりえない」、「民法総則の法人を認めるのではない」と明言する。四宮和夫『信託法（新版）』70頁（有斐閣、1989）参照。
- (15) 信託法2条3項が「信託財産」の定義の中で「受託者に属する財産」としていること、74条1項が受託者の任務がその死亡により終了した場合に信託財産は法人とする旨を定めていることなどは、信託財産そのものには法人格がないことを前提としている。信託財産が法人でないことについては、寺本昌広『逐条解説 新しい信託法（補訂版）』33-34頁注3（商事法務、2008）も参照。
- (16) ただし、現行信託法が一定の場合に例外的に信託財産を主体とする権利義務関係の成立を観念していることとの関係で、例外的に当事者能力を認めるべき場面が生じる可能性があることについては、後述V・3参照。
- (17) 権利能力のない財団に当事者能力が認められた事例として、最判昭和44・6・26民集23巻7号1175頁がある。設立中の財団

が被告とされた事案において、当事者能力を認めつつ請求棄却の本案判決をした原判決に対する上告を棄却したものである。なお、信託財産の当事者能力について直接論じるものではないが、権利能力のない財団の当事者能力に関する近時の注目すべき文献として、岡成・前掲（注8）365頁以下があり、本稿も同文献に負うところが大きい。

- (18) 兼子一『新修民事訴訟法大系（補訂版）』111頁（酒井書店、1965）参照。
- (19) 最判昭和55・2・8判時961号69頁、判タ413号87頁。
- (20) 最判平成6・5・31民集48巻4号1065頁。権利能力のない社団である入会団体に、構成員全員の総有に属する不動産の総有権確認訴訟の原告適格が認められた事例である。また、権利能力のない社団に、構成員全員の総有に属する不動産にかかる代表者の個人名義への所有権移転登記手続請求訴訟の原告適格が認められた事例として、最判平成26・2・27民集68巻2号192頁がある。後者の事案のような給付請求の場合には、判決主において給付の受領者は示されるものの、権利主体が明示されるわけではないから、誰に帰属する権利が訴訟物として特定されているのかは必ずしも明確でない面があるが、不動産の所有権そのものが構成員全員に総有的に帰属しているとの前提からすれば、訴訟物である登記請求権も構成員全員に総有的に帰属しており、そのようなものとして訴訟物とされていると理解するのが素直であろう。武藤貴明・最高裁判所判例解説（民事篇）平成26年度109頁もそうした理解に立つものとみられる。
- (21) 事件限りの権利能力を否定する場合の団体の当事者適格は訴訟担当構成によると理解する見解として、高橋・前掲（注12）188頁注12、伊藤眞『民事訴訟法（第8版）』131頁（有斐閣、2023）など参照。また、訴訟担当構成をとった場合に任意的訴訟担

- 当であるのか法定訴訟担当であるのかという問題が生じることについても、これらの文献を参照。これに対して、判例を固有適格構成によって説明する可能性を指摘する見解として、武藤・前掲（注20）114・115頁参照。また、関連文献についても、武藤・同前に詳しい。
- (22) 前掲最判平成6・5・31（注20）、最判平成26・2・27（注20）参照。
- (23) 兼子一『民事訴訟法概論』101頁（岩波書店、1938）参照。社団との関係では、社団構成員が法人の構成員と同視される、と説明することもできる。高田裕成「民法上の組合の当事者能力」福永有利先生古稀祝賀『企業紛争と民事手続法理論』17頁（商事法務、2005）参照。近年の議論状況については、岡成・前掲（注8）31頁に詳しい。
- (24) ただし、このように考えた場合でも、例えば受託者を訴訟担当者とし、信託財産を被担当者とする任意的訴訟担当などを理由として結果的に受託者に当事者適格が認められる可能性は残る。
- (25) 名津井吉裕「法人でない団体の当事者能力の再構成」同『民事訴訟における法人でない団体の地位』285-287頁（大阪大学出版会、2016、初出2013）参照。
- (26) もっとも、例えば信託財産についての管理処分権が受託者から剥奪され、信託財産に専属する、といった構成により、受託者の当事者適格を否定する余地が全くないというわけではない。
- (27) まず、民法上の組合の関係で、組合の当事者能力を認める判例（最判昭和37・12・18民集16巻12号2422頁）と、業務執行組合員による任意的訴訟担当を認める判例（最大判昭和45・11・11民集24巻12号1854頁）とがみられる。もっとも、前者は、後者によって変更された任意的訴訟担当に対する厳格な立場（最判昭和37・7・13民集16巻8号1516頁）を前提とするものであること、また、法人格のない社団の当事者能力をめ

ぐるその後の判例の展開（法人格のない社団一般の要件を示した最判昭和39・10・15民集18巻8号1671頁及び同要件を法人格のない社団の当事者能力の要件に取り込んだ最判平成14・6・7民集56巻5号899頁）を踏まえた場合、その現在における先例的意義については疑義が生じていることに留意を要する。次に、法人格のない社団に実質的に帰属する不動産にかかる登記請求については、代表者の原告適格を肯定する判例（最判昭和47・6・2民集26巻5号957）と、社団の当事者適格を認める判例（最判平成26・2・27前掲（注20））がある。この登記請求との関連では、前者の昭和47年最判が、「本来、社団構成員の総有に属する不動産は、右構成員全員のために信託的に社団代表者個人の所有とされるものであるから、代表者は、右の趣旨における受託者たるの地位において右不動産につき自己の名義をもって登記することができる」と述べ、信託に言及していること、また、後者の平成26年最判が、「権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが〔上記昭和47年最判を参照〕、このような訴訟が許容されるからといって、当該社団自身が原告となって訴訟を追行することを認める実益がないとはいえない」と述べて両者の併存の可能性を明示的に認めていることなど、興味深い点が多い。

(28) 山本克己「新信託法における当事者適格論」関西信託研究会『信託及び資産の管理運用制度に関する法的規律のあり方』46頁（財団法人トラスト60、2010）参照。なお、山本克己教授は、「権利主体構成」との用語を用いておらず、八田・前掲（注9）にいう「権利主体構成」を含むものとして「固有適格」の語を用いている。

(29) 山本・前掲（注28）45-46頁参照。

- (30) なお、当事者能力のない者が訴訟担当における被担当者となり得るかも問題となり得るが、この点については、後述V・2(3)参照。
- (31) 当事者能力に関する民訴法の規定が破産法13条により破産手続に準用されることについては、例えば伊藤眞ほか『条解破産法（第3版）』103頁、242頁（弘文堂、2020）参照。
- (32) 現行信託法の立案関係者も、信託財産には民訴法上当事者能力が認められない、との理解を前提としていたようである。村松秀樹ほか『概説 新信託法』322頁（金融財政事情研究会、2008）参照。

また、現行信託法の立案過程においても、信託財産を対象とする破産手続はあくまで創設的なものであることを前提に、その要否や範囲（有限責任信託に限定するか、事業を対象とする信託に限定するか、破産手続に加えて再建型の倒産手続も利用可能とするか）などについての議論がされており、民訴法29条とその準用に基づき一般的に破産能力や再生能力が認められるという考え方とはとられていなかったといえる。審議過程については、法制審議会信託法部会議事録（特に第2回、第9回、第16回、第26回）（https://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_shintaku.html）のほか、「信託法研究会報告書」信託協会編『（信託関連法改正資料集（第2分冊）——平成18年信託関連法改正（審議会編・上）——』211-214頁（2017）、法制審議会信託法部会第9回会議部会資料「信託法の見直しに関する検討課題(7)」信託協会編『信託関連法改正資料集（第3分冊）——平成18年信託関連法改正（審議会編・下）——』144-153頁（2017）、法制審議会信託法部会第16回会議部会資料「信託法の見直しに関する検討課題(14)」同前256-272頁、「信託法要綱試案」第59（44頁）（<https://www.moj.go.jp/content/000011801.pdf>）、「信託法要綱試

- 案補足説明」第59（161-165頁）（<https://www.moj.go.jp/content/000011802.pdf>）、法制審議会信託法部会第26回会議部会資料「信託法の見直しに関する検討課題(20)」信託協会編『信託関連法改正資料集（第3分冊）——平成18年信託関連法改正（審議会編・下）——』384-398頁（2017）参照。
- (33) 実務上も、訴状の当事者の表示には受託者名のみが表示されるのが通常であることにつき、竺原摩紀「信託事務としての訴訟」に関する一考察」信託研究42号7頁（2017）参照。
- (34) 山本・前掲（注28）がこの見解に属するものとして引用するのは、鈴木正裕=青山善充編『注釈民事訴訟法(4)』565頁（有斐閣、1997）〔佐藤鉄男〕である。その他の文献については、後注35を参照。
- (35) 鈴木=青山編・前掲（注34）のほか、瀬戸正二「信託の任務の終了と訴訟手続の中断」兼子一編『実例法学全集民事訴訟法上巻』163頁注8（青林書院新社、1963）、斎藤秀夫編著『注解民事訴訟法(3)』474頁（第一法規出版、1973）〔遠藤功〕は、いずれも四宮教授の見解を参照する。
- (36) 四宮・前掲（注14）70頁参照。
- (37) 四宮・前掲（注14）63頁など参照。
- (38) 四宮・前掲（注14）69頁、70頁、80頁など参照。
- (39) 四宮・前掲（注14）218頁参照。
- (40) 瀬戸・前掲（注35）163頁注8参照。前注34で引用した他の文献も基本的に同様である。なお、斎藤編著・前掲（注35）474頁〔遠藤〕、鈴木=青山編・前掲（注34）567頁〔佐藤〕は、信託の終了の場合についても、信託財産の法主体性を手がかりとして中断・受継の規律によるべきことを説く。この点については、栗田隆「信託と訴訟手続の中断・受継」関西大學法學論集58卷3号328頁注5（2008）参照。
- (41) 山本・前掲（注28）46頁参照。
- (42) なお、現行信託法の立案関係者が実質

- 的法主体説を採用せず、受益権の性格についていわゆる債権説を前提としていたことにつき、寺本・前掲（注15）25頁も参照。
- (43) 前述Ⅲ・2(2)参照。
- (44) 山本・前掲（注28）60頁注9は、この見解をとる文献として、小野傑「新信託法と弁護士実務」ジュリスト1335号22頁（2007）を挙げる。
- (45) 四宮・前掲（注14）218頁参照。
- (46) 小野・前掲（注44）も、「受託者を訴訟担当者、被担当者は実質法主体たる信託財産」であるとしている。同「訴訟手続における受託者・信託財産・受益者の関係」東京大学法科大学院ローレビュー4号160頁第1列（2009）も同様の理解を示す。
- (47) 仮定的な議論であるが、松下淳一「社債管理会社の地位・権限と民事手続法との関係について」学習院大学法学部法学会雑誌31巻1号56頁注25（1995）は、「社債自身を社債管理会社に信託するという法律構成であれば、受託者たる社債管理会社が排他的に管理権を有し、受益者たる投資家には権限行使の余地はなくなる。訴訟法的には、社債管理会社を担当者、投資家を被担当者とする法定訴訟担当、ということになる。そして投資家が訴訟行為を行うとすれば、共同訴訟的補助参加人として、ということになる」と述べる。また、小野・前掲（注46）156頁、160頁第2列も、受益者を被担当者とする訴訟担当を観念する可能性を指摘する。
- (48) 小野・前掲（注44）参照。
- (49) 山本・前掲（注28）48頁参照。前受託者から新受託者への権利義務の承継が、信託財産というそれを組成する個々の財産とは別個に観念できる特別財産の一般承継（あるいは、それに類似した形態の承継）であるとの把握を前提とすれば、固有適格者から固有適格者への当然承継が生じていると理解できる、とする。
- (50) なお、ドイツ法においては、法人でな

- い社団に当事者能力を認める規定はみられるものの（ドイツ民訴法50条2項）、法人でない財団に一般的に当事者能力を認める規定は設けられていない。この点で、日本と議論の前提を異にすることにつき、岡成・前掲（注8）94頁参照。
- (51) 岡成・前掲（注8）367頁は、民訴法29条の適用要件を論じるにあたり、近時の多くの学説は社団だけを念頭においており、財産に言及されることはほとんどない、とする。
- (52) 兼子・前掲（注18）111頁参照。兼子教授以後も、同様の理解は今日まで踏襲されている。例えば、新堂幸司『新民事訴訟法（第6版）』148頁（弘文堂、2019）、伊藤・前掲（注21）130頁は、「としての目的財産」という部分を定義に含まない点を除き、全く同様の定義を述べる。
- なお、兼子・前掲（注18）111頁は、信託についても言及しており、「財団目的は信託によっても達せられるが、信託の場合は、財産は受託者名義となり、それに関する訴訟においては受託者が当事者となる」としており、信託財産に当事者能力を認めることは想定していないように見える。
- (53) 三ヶ月章『民事訴訟法』182頁（有斐閣、1959）参照。松本博之=上野泰男『民事訴訟法（第8版）』252頁（弘文堂、2015）〔松本博之〕もほぼ同旨を述べる。
- (54) 従来の学説の議論については、岡成・前掲（注8）374-375頁、389-391頁に詳しい。
- (55) 最判昭和44・6・26前掲（注17）。
- (56) このような理解につき、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法I（第3版）』429頁（日本評論社、2021）参照。
- (57) 岡成・前掲（注8）396頁参照。
- (58) 岡成・前掲（注8）398頁参照。
- (59) 岡成・前掲（注8）398-400頁参照。
- (60) 岡成・前掲（注8）400-401頁参照。
- (61) 岡成・前掲（注8）401-403頁参照。また、これらの規律を導く上で、いわゆる「事

- 件限りの権利能力」を認めることができることについて、同401-402頁注111参照。
- (62) 岡成・前掲（注8）404頁参照。
- (63) 受託者には原告適格がないとして却下される可能性は問題となり得るが、1(2)②で述べたように、事件限りの権利能力を認める立場を前提としても、本来の実体法上の権利帰属主体に当事者適格が併存するとの見解があるほか、受託者が当該財産の固有財産への帰属を主張する場合には、当事者適格を否定することは困難であると考えられる。もっとも、受託者が、当該権利が信託財産に属するとの前提で再訴する場合には、信託財産を被担当者とする訴訟担当と同様に考えて、被担当者が受けた判決の効果が担当者に反射的に及ぶと解することも考えられる。判例上こうした反射的効果が認められていると解されることにつき、最2小判昭和58・4・1民集37巻3号201頁及び最2小判平成12・7・7民集54巻6号1767頁、またこれらの最高裁判所調査官解説である村上敬一・最高裁判所判例解説民事篇昭和58年度104頁、豊澤佳弘・同平成12年度（下）618頁、648頁注48参照。また、この問題に関する私見として、垣内秀介「形成判決の効力、訴訟担当資格者間の判決効の波及、払戻金額増減の裁判の効力」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』386頁以下（商事法務、2014）参照。
- (64) もちろん、例えば当該債権が信託財産限定責任負担債務（信託21条2項）であるような場合に、固有財産に対する差押えに対して受託者が第三者異議の訴えを提起することなどは考えられるが、このことは、既判力及び執行力が及ぶこととは別個の問題であり、むしろ、既判力及び執行力が及ぶからこそ、違法執行ではなく第三者異議の問題となるともいえる。逆に、信託財産責任負担債務ではない債権に関して受託者の責任が認められた場合において、当該債権を執行債権として信託財産に属する財産

に対する差押えがされた場合には、受託者または受益者は第三者異議の訴えを提起することができるが（信託23条5項）、これも、信託財産の主体としての受託者に既判力及び執行力が及ぶことと両立しないものではない。後者の点については、「民事信託をめぐる諸問題——受託者名義の預金口座に対する差押えおよび職務分掌型共同受託者のある信託における責任分担のあり方——」『商事信託法研究会報告（平成30年度）』31-32頁（2019）も参照。

(65) こうした帰結は、受託者が受託者としての地位に基づいて被告となっていることが債務名義である判決主文において明示されているのでない限り、認めがたいように思われる。債務名義上その点が明示されていない場合には、固有財産に対する強制執行が違法執行となる余地はないと考えられ、前注でも触れたように、せいぜい第三者異議の問題となり得るに止まると考えられるからである。

(66) 厳密にいえば、ここでは法人格のない団体が当事者になるわけではなく、あくまで訴訟外の第三者にとどまるという点で、事件限りの権利能力を認める見解が想定していた場面とは異なる。そのため、当然に同様に考えることができるかどうかについては、疑問がないわけではない。しかし、事件限りの権利能力という考え方の趣旨は、法人格のない団体が被担当者として問題となる場合にも一応及び得るものであろう。

(67) なお、証人能力に関しては、受託者が代表者とされるか当事者とされるかによって違いが生じることはない。民訴法37条、211条参照。

(68) 最判昭和62・7・17民集41巻5号1402頁参照。

(69) もっとも、裁判所が適切に裁量権行使すれば、通常は弁論が併合されることになろう。

(70) 村松ほか・前掲（注32）4頁、道垣内編著・前掲（注1）29頁〔道垣内弘人〕参照。道垣内・同前30頁は、信託財産責任負担債務について、その債権者は必ずしも自らの有する債権が信託財産責任負担債務に係る債権であることを知っているとは限らない、とする。

(71) 受託者・信託財産間の債権債務関係の成立の可能性や、こうした債権債務を被担保債権とする担保権の設定可能性につき、例えば、道垣内弘人『信託法（第2版）』228-229頁（有斐閣、2022）参照。

(72) 複数の信託財産間の訴訟をめぐる問題に関する検討として寺本浸透「音楽に関する著作権の取扱いと信託の意味」同『知

的財産権信託の解法』92頁以下（弘文堂、2007）があり、委託者への持分権の留保を觀念することを通じた解決を提言する。

(73) 現実的には、受託者と信託財産との間で実際に訴訟を追行しなければならない場合は稀ではないかと思われる。もっとも、複数の信託財産間の訴訟については、寺本・前掲（注72）92頁以下でも検討されているように、現実的にも問題となり得よう。

(74) 判決効の拡張を前提としないのであれば、共同訴訟的補助参加の可能性については問題とならない。なお、仮に共同訴訟的補助参加の余地を認める場合、受託者の忠実義務（信託法30条）との関係を整理する必要があろう。

(かきうち・しゅうすけ)